

ぐんま自治研ニュース

No.136

2018年8月31日発行

- 1 第42回地方自治研究群馬県集会 提出レポートの評価と今後の課題
高崎経済大学大学院地域政策科長 増田 正 …… 1
- 2 第42回地方自治研究群馬県集会の概要 …… 7
- 3 第42回地方自治研究群馬県集会：自治研レポート
最優秀賞：効果的な就労支援の提案
～働くことに困難を抱える人と働き手を必要としている人をつなぐために～
高崎市職労／シヨコラ …… 8
優秀賞：「食のバリアフリー」みんなと群馬でいたがきます！
～県内ベジタリアン・ムスリム対応の実践活動～
県職労／おいしい群馬開国プロジェクト …… 12
- 4 群馬県議会報告 自治労群馬県本部特別中央執行委員
群馬県議会議員 後藤 克己 …… 16
- 5 高崎市議会報告 自治労群馬県本部特別中央執行委員
高崎市議会議員 林 恒徳 …… 17
- 6 太田市議会報告 自治労群馬県本部特別中央執行委員
太田市議会議員 八木田恭之 …… 21
- 7 2018（平成30）年度当初予算（普通会計）のあらまし …… 25
- 8 一般財団法人 群馬県地方自治研究センター入手資料 …… 28

第 42 回地方自治研究群馬県集会提出レポートの評価と今後の課題

高崎経済大学大学院地域政策研究科長 増田 正



本稿では、2018年6月30日（土）、第42回地方自治研究群馬県集会で当日報告された7本を中心に講評を行います。当日発表のなかった1本についても、皆さんが取り組んだ、せっかくの成果ですので、冊子原稿をもとにコメントいたします。

1 評価ポイント

評者一人が採点するよりも、より多くの人間が採点に加わったほうが、みんなが評価する、質の高いレポートを選びやすいと思います。そのような意味において、以下の私個人の評価は、必ずしも客観的とは言えないものかもしれませんが、評価ポイントを明確化することで、少しでも客観性を持たせようとしています。

評価項目は、例年通り、8つ設定しています。

①時間管理：発表は聞き手の理解が容易になるように、はっきりと丁寧になされるべきですが、どのような発表にも時間的制限が付きまといまいます。発表者は、その制約を強く意識しながら、最も効果的になされるように工夫してください。アプリなどを活用して、時間管理は無理なく、無駄なくスムーズに行うのがよいでしょう。例年、20分間の発表時間となっており、基本的に固定されているようです。

②発表技法：当集会では、パワーポイント（Microsoft PowerPoint）が事実上のスタンダードになっていますが、Keynote など、操作性や設計コンセプトの異なるビジュアル重視のプレゼンテーションソフトもあるので、自分の発表にあったものを活用してください。レポート集（冊子）には4ページの制限があるため、画像やグラフな

どの取捨選択（絞り込み）が必要です。逆に言えば、プレゼン限定の画像を使うこともできるでしょう。スライド作成の大原則として、各スライドには、文字情報を盛り込みすぎないようにしてください。スライド上は、項目を箇条書きにするなど、わかりやすく、見やすくしていただきたいです。

③予備調査：自治研レポートは、学術論文ではないため、理論的・学術的なフォローを入念に行う必要はありません。しかし、先行研究や先行事例をよく調べることは、作業や調査を合理化、省力化することに大変有効です。忙しい職業人こそ、ゼロからスタートするよりも、他人の業績の上に乗ったうえで、そこから議論を展開することをお勧めします。スタート地点が先にあるほうが、俄然有利だと思いませんか。例えば、予備調査として、全国の自治研レポートを探すことから始めてはいかがですか。

④課題設定：この地球上、いったいいくつかの課題が存在しているのでしょうか。実のところ、課題は無限に存在します。地域社会でも、職場でも、探求すべき課題は無数にあります。しかしながら、物理的に私たちが取り組めるのは、その中のわずかな課題でしかありません。せっかく取り上げるのなら、個人的な関心にとどまるものよりは、社会的あるいは職場的に広がり

持っている、つまりはみんなに関係のある課題のほうがよくありませんか。課題を選択することが主体的行為です。単なる興味関心でやるなら、他人からの共感は得られないかもしれません。多くの人に関心を持っている社会的・公共的なテーマがよいと思います。

⑤方法論：世の中には持論を展開しただけの言いつばなしの本がよくあります。それでも、出版社の宣伝がうまいのか、中にはベストセラーになっているものもあるようです。都合の良い情報だけを並べて、もっともらしい因果関係があるかのように主張しているそれらの本でも、読み手のリテラシーが欠けていると、まんまと騙されてしまうことがあるのです。もしあなたのレポートが1回限り、自己満足的で再現性のないものであれば、方法論などどうでもよいかもしれません。しかし、興味のある第三者が、真偽のほどを確かめたり、改良したりしようとするれば、必要な情報は明示されていなければなりません。出所、情報源、分析手法などは、詳しく書いたほうが丁寧です。

⑥チームワーク：人間は社会的存在です。一人で何かを成し遂げるより、複数で成し遂げるほうが、効果は何倍にも高まります。SNSが普及した今、情報共有もより簡単になっています。意思決定や仕事の割り振りも、昭和の感覚では考えられないくらい、スピードアップしています。もちろん、一人でコツコツ考えたり、地道に取り組んだりする課題も少なくはありません。しかし、自治研活動は職場に起因したものが多いでしょうから、チームワークを発揮する協業的または分業的な取り組みが多くなるでしょう。発案者が

少数の場合では、いかに周りを巻き込むかが重要です。共感してもらえる範囲を拡大できれば、その活動は半ば成功したも同じです。

⑦職場改善度：ここでは、次の「社会貢献度」と対になるものとしてとらえます。採点する時には「職場改善度」か「社会貢献度」のいずれか一方だけを評価することにしてください。職場改善度は、その活動を通じて、皆さんが職場で生き生きと活躍できることに役立っているか、という職業的な(狭い)視点から評価します。組織が小さいだけ、改善の度合いも大きくなりますが、社会に対する影響よりも、自分の周りの職場環境改善重視という側面が強いと言えます。

⑧社会貢献度：職場改善と社会貢献が同時に重なる活動もあるとは思いますが、大げさに言えば、社会全体あるいは人類的な課題に取り組んでいるものは、職場貢献の範囲を自然に飛び越えてしまうかもしれません。⑦⑧の区別は、テーマの性質を示しているものだと思います。

2 個別講評

①「結核を考える会」2016～2017 活動報告

県職労 / 結核を考える会(櫻井昇幸)

当日発表時間 約12分

助言者採点結果(参考) A

前回、アンケート集計結果の円グラフについて、実数を加えるなどして改善するようにお願いしておりましたが、今回も変更がないのが残念でした。繰り返しますが、370件の貴重な声をなるべく生かした活動報告となるとよいと思います。

レポート集では、「はじめに」の部分が5

行弱しかなく、「2. 目的」や「3. 内容」なども淡白で、全体がまとまりのあるレポートになっておりません。また、グラフの「全国の結核罹患率の推移」(図 1 相当)に凡例等の説明がなく、どのような意図をもって作られたグラフなのか、どこかが基準となっているのか、数字の意味がわかりませんでした。

罹患率についての説明は、前回の指摘を受けて改善されており、本件の罹患率が全国的に見て低く、相対的に良い状態にあることがよくわかりました。

今後、細かい修正、改善を加え、単なる実施報告に留まらない、初めて読む人にもわかりやすいレポートの作成を心掛けていただきたいと思います。

プレゼンのスライドは見やすく、ページ送りのスピードも適切でした。

②「食のバリアフリー」みんなと群馬でいただきます！

～県内ベジタリアン・ムスリム対応の実践活動～

県職労 / おいしい群馬開国プロジェクト

当日発表時間 約 21 分

助言者採点結果(参考) S

前回はベジタリアンとムスリムを「食のバリアフリー」という用語によってまとめることに、評者個人としては無理を感じたことを指摘しました。しかし、設定された実践活動の結果を事後的に修正することができないためか、複式のコンテンツが維持されています。それでも、「2. 食に制約がある人と職を提供するをつなぐ実践活動」には、(1)ベジタリアン対応、(2)ハラール対応、の分けができたことで、前回に比べれば、格段にわかりやすくなっています。

活動成果も十分に示され、限られた紙面

をギリギリまで活かそうとする強い意欲が感じられます。また、「6. 自治研究活動を通して気づいたこと」には、気づき、連携の重要性、自治研究ゆえの利点がコンパクトに書かれており、自治研活動の見本となる報告と言えるのではないのでしょうか。一般的に、WEB の検索で何でも済ませてしまう傾向が強まる中、現地調査も多数あり、なるべく赴き、相手と接触しようとするグループのこだわりは素晴らしいと思います。

プレゼンでは、スライドに緑色が使われている部分などが見えにくく感じましたが、目次と各項目が交互に示されるなど、全体構造がわかりやすく、聴衆にやさしいプレゼンでした。

③ぐんま発、若者安全文化の構築・情報発信！

県職労 / セーフティファーストを推進する会

当日発表時間 約 20 分

助言者採点結果(参考) A

前回レポートの課題を引き継ぎ、「不安全状態」が要因となる労働災害の防止について、理論的根拠となる「安全化の三原則」に照らして、機械災害防止対策の検討と実例を通じて手堅くまとめています。安全化の三原則とは、即ち「本質安全の原則」(図 3-1)、「隔離の原則」(図 3-2)、「停止の原則」(図 3-3)に示されるものであり、出典(『機械安全規格を活用して災害防止を進めるためのガイドブック』)も明記されています。なお、図中の一部文字が何か所か欠落しておりますので、他で活用する際にはお気を付けください。

目標として若者安全文化の先進県となることが高らかに表明されており、成果を全国的に発信・波及させようとする意欲的なレポートです。

スライドのいくつかは、黄緑のような見にくい色彩でした。プレゼンは、一度事前に投影してみると、見やすさを意識したものになるのではないのでしょうか。

ところで、当日の講評でも申し上げましたが、そもそもなぜ対象が若者に限定されているのでしょうか。「若年技能者にありがちなヒューマンエラー」に着目したとされていましたが、とくに安全文化の構築は、若者に限ったことではないはずです。もしセーフティファーストを推進する会が若者中心であることがその直接的な理由なら、そこでの若者ならではの議論も加筆していただきたいと思います。あるいは、年代別の統計などがあるとよいでしょう。

④森林管理と木材利用について

—明治時代の森林の状況について—

県職労 / 木材利用研究会

当日発表時間 約 20 分

助言者採点結果(参考) S (※転記ミスのため修正)

前回、—明治時代の木材利用(富岡製糸場を事例)について—というサブタイトルが付けられていましたが、今回は(富岡製糸場を事例)が削除されました。前回のコメントで、メインタイトルとサブタイトルの両方に「～について」と書かれているので、どちらかを削除するように助言いたしましたが、検討されましたでしょうか。

とはいえ、レポートは、大変完成度の高いものです。地理空間情報ソフトウェア QGIS を使った分析も試みられており、図-3 では「迅速即図」(1880～1886)と「植生図」(1979～1986)を並置し、視覚的な比較を可能としつつも、表-1 に面積割合の数値をまとめるなど、行き届いた分析結果が提示されています。100 年間の森林の変化が「見える化」されており、資料的

価値が増えています。

ソフトウェアによる加工ばかりではなく、基礎的文献である『岩島村誌』を紐解くなど、既存の資料をしっかりと調べており、一部推測が交えられているとはいえ、読ませる内容となっています。

修正すべき点としては、引用文献の一覧に「論文名」「書名」などの記号が使われておらず、掲載順も不統一なようです。整理していただくと、さらにレポートの信頼度が増すでしょう。学術技法の問題は、昨年も指摘させていただいております。

地域資源の探究と業務的視点との融合が図られている本レポートは、自治研活動のお手本となっていると言えそうです。

⑤目指せ！次世代の水道マン！

～水道のスペシャリスト育成を目指して～

前橋市職労 / 山井孟志

当日発表なし・採点なし

2016 年 4 月策定の「水道局職員技術継承計画」が策定され、次第に技能労務職(現業職員)の職場環境が脅かされる中において、「労働運動から計画の策定へ」と苦しい舵取りを選択された苦悩が強く感じられます。計画策定では、高齢化、人員の減少という形で顕在化している現状の課題に対し、業務に関連する必要なスキルと技術継承の方法を冷静に検討しています。

2017 年度は 17 回の研修を実施し、延べ 355 人が参加しました。参加者アンケートからは、有意義かつ適切な内容であったことが伺えました。「業務に対するモチベーションの向上が見られる」との前向きな意見が多く見られたようです。ただ、資料からは数値的に裏付けがなかったので、次回までに補足していただければより良いものになるはずです。

PDCA サイクルマネジメントの機能強

化を掲げており、後半では、Check (アンケート等による検証)、Action (研修内容の見直し) を意識した取り組みであるとされています。計画がうまく回っていないところはあったのでしょうか。それは、どのような理由によっているのでしょうか。技能労務職の不補充で問題が解決されるわけではありません。最適解ではないにしても、他自治体の事例を調査することで、一般職員と協働したよりよい水道事業のあり方を模索してみることは可能でしょうか。業務に日々忙殺されていることですが、「持続可能な水道事業を目指して」ぜひ頑張ってくださいたいところです。

⑥本でつなぐ人とまち

—まちライブラリーとビブリオバトル—

高崎市職労 / 福 book 堂研究会

当日発表時間 約 21 分

助言者採点結果(参考) A

本好きの人たちが集まって、まちライブラリーとビブリオバトルの実践から「本を介して人やまちとつながる」ことを目指した実践報告です。今回、グループは、自治研活動の文脈からまちづくりを再評価し、自治研活動とまちづくりの愛称の良さに気が付いたようです。

まちライブラリーの「福 book 堂」は、持ち寄った本をカフェの本棚に並べるだけの「ゆるいコンセプト」が継続の秘訣のようでした。第 1 回ラインナップも魅力的でしたが、残念ながらカフェの閉店で休止を強いられてしまいました。今後、新たな場所を見つけて、ぜひ再開させていただきたいです。

みんなの本棚をのぞいてみたいというコンセプトを引き継いで、「図書館のプロ」(市立図書館司書)による選書を職場に置いたのが、「生活衛生文庫」でした。コンセ

プトを昇華させた感じもしますが、貸し出しの結果はどうだったのでしょうか。

書評合戦であるビブリオバトルをまちなかで始めたのが「たかさき BIBLIO ミーティング」です。2014 年 1 月からコンスタントに実施され、2018 年 5 月で 27 回を迎えました。奇数月に実施しているようで、定期開催を守っているのは流石です。

全体として、本好きの人たちが楽しみながらやっている活動というところに、図書館のプロも巻き込んで、新たな展開を狙っている情熱は感じられました。もし改善点を挙げるとすれば、レポートが主観的な思いの羅列に見えなくもないところがあります。具体的な数値や費用などを盛り込んで、活動の仕組みを解き明かすとか、市民を巻き込むコツなども意識した報告になっていると、さらに良いものになるのではないのでしょうか。

⑦まちステ(高崎まちなかステークス)

—まちを歩いて高崎を再発見—

高崎市職労 / チーム「だるマルシェ」

当日発表時間 約 20 分

助言者採点結果(参考) S

まちステ(まちなかステークス)も、自治研にすっかり定着し、毎回、トライ・アンド・エラーで完成度を高めている模範的な事例となっています。まちステ各回の報告もコンパクトに報告されており、私たちも活動を追体験できるかのように感じます。第 3 回、第 5 回の参加者数が多く、第 6 回は第 1 回相当まで下がってしまいましたが、ぜひ巻き返しを期待したいところです。

今回のアナログ方式への転換は、子どもや高齢者など、誰でも参加しやすくなるので、評者には望ましいことのように思えます。現像するというのはハードルが高い気がしますが、どうだったのでしょうか。ア

ナログ化路線の一方で、事前の周知に SNS を使ったのは参加者の確保という点で、非常に納得できることだと思います。

レポートでは、事例紹介の方法が見やすく、「ヒントの例」と「ゲームの流れ」を左右に並置したことで、それぞれ共通点や相違点が比較しやすくなっていました。最後の写真(まちステ写真大会)のサイズも、大きすぎず、小さすぎず、結果として肖像権にも配慮されていることに加えて、グループのみんなが楽しんでいる雰囲気伝えるのに成功していると思います。

試行錯誤とバージョンアップを繰り返して、第7回はどこを目指すのか、「上野三碑」も入るのか、次回が楽しみです。

⑧効果的な就労支援の提案

～働くことに困難を抱える人と働き手を必要としている人をつなぐために～

高崎市職労 / ショコラ

当日発表時間 約 19 分

助言者採点結果(参考) A

前回に続き、就労支援の問題に果敢に取り組んでいます。発表時間がより適切な時間となり、コンテンツも充実していました。政策研究チームとして、行き届いたレポートになっています。

レポート的には、「はじめに」のボリュームが厚く、課題の設定にスペースを取り過ぎている印象を受けます。本論の方が大事なので、15 行程度まで圧縮してはいかがでしょうか。「2. 事例研究」の結果、メンタルヘルスや精神障害の事例が多数を占めており、「幅広く」「入口から出口、定着まで一貫して支援できる支援体制が必要」との見解は妥当です。

表1から表5までの整理は、①②③までの順序は良いのですが、表2⑤、表3④、表4③は、どのような理由で並べられているのか、どんなナンバリングなのか、評者に

は意図がわかりませんでした。

最大のポイントである「お試しネットワーク」は、イメージ図としては秀逸であり、よくできていると思います。ただ、個人的には、お試しネットワークというネーミングにやや難がある(軽すぎる?)ように感じましたが、いかがでしょうか。また、利用の流れ(図2)の入り口支援、出口支援、定着支援がこの順でいいのか、気になりました。

全体として、社会的に難しい問題を、職場を超えて政策的に解決しようとする意欲的なレポートであり、その点で非常に高く評価できると思います。

3 次年度に向けて

皆さんの8つの取り組みからは、前向きで、ひたむき、さらに一生懸命さが随所に感じられました。職場では人員削減が進み、ルーチンワークに忙殺されることが多いかもしれませんが、周りを見渡して、意欲ある人と人をつなぐことで、これからも自治研活動を盛り上げていていただきたいと思います。僭越ながら、評者としても、次回の力作レポートを心待ちにしております。

第 42 回地方自治研究群馬県集会の概要

編集部

集会は、6月30日に、当センターと自治労群馬県本部の共催により開催しました。冒頭、2団体を代表して、八木田恭之センター理事長と青木雄次自治労県本部書記長があいさつし、7本の自治研レポートを発表しました。この発表は、10月に高知県で開催される第37回地方自治研究全国集会での地方自治研究賞応募へ向けた発表の場としての位置付けもありました。

発表後は、増田正教授（高崎経済大学大学院地域政策研究科長）より講評（今号に掲載）として、完成レポート作成へ向けた助言をいただきました。

今年の県集会は、2年間の研究発表となり、自治研推進委員による採点を踏まえ、5つのレポートが表彰され、八木田自治研センター理事長より賞状と賞金が贈られました。最優秀賞には「効果的な就労支援の提案～働くことに困難を抱える人と働き手を必要としている人をつなぐために～」を発表したショコラ（高崎市職労）が選ばれました。（最優秀賞と優秀賞を受賞したレポートを次項以降に掲載しました。）

後段は、「自治体職員にとっての自治研活動の意義～『職場に自治研を』と自治研的労使関係～」と題して、篠田徹教授（早稲田大学社会科学総合学術院）が記念講演を行いました。

篠田教授は、「月刊自治研」で同冊子の過去の掲載内容を研究（連載：「『月刊自治研』を読む」）していることから、「自治研は内外官公労でも希な政策研究活動だ。個々の職員が毎日の自分の仕事を振り返るきっかけにもなる。特に若者や女性は良い仕事がしたい気持ちが強いので、自治研をとおして職場も活発化するし、住民への良いサービスの提供にもつながるので、活性化

させてほしい」と話されました。



★表彰結果

最優秀賞：効果的な就労支援の提案～働くことに困難を抱える人と働き手を必要としている人をつなぐために～：高崎市職労／ショコラ

優秀賞：「食のバリアフリー」みんなと群馬でいただきます！～県内ベジタリアン・ムスリム対応の実践活動～：県職労／おいしい群馬開国プロジェクト

佳作：ぐんま発、若者安全文化の構築・情報発信！：県職労／セーフティファーストを推進する会

佳作：まちステ（高崎まちなかステークス）－まちを歩いて高崎を再発見－：高崎市職労／チーム「だるマルシェ」

佳作：森林管理と木材利用について－明治時代の森林の状況について－：県職労／木材利用研究会

選外：「結核を考える会」2016～2017活動報告：県職労／結核を考える会

選外：本でつなぐ人とまち－まちライブラリーとビブリオバトル－：高崎市職労／福book堂研究会

近年、全世代を通して就労支援の必要性が取り上げられている。全ての人が安心して働ける仕組みを作ることは、増加し続ける社会保障費や減少している労働人口を抑制する一助となるばかりではなく、社会で活躍したいという人間の基本的な欲求を充足し、豊かな生活を創造することに繋がる。本研究では、高崎市に寄せられた働くことに困難を抱えた事例を通じ、どのような機能を持った支援機関があるとよいか提案する。

効果的な就労支援の提案

～働くことに困難を抱える人と働き手を必要としている人をつなぐために～

自治労群馬県本部／高崎市役所 政策研究チーム「ショコラ」
新井翔・小泉雅裕・高井順子・中島悠太・生方慎也・田中亜紀・小幡貴昭

1. はじめに

近年、わが国の社会保障費の増大が懸念されているが、高崎市も同様に、扶助費は年々増え続けている。その中で着目したのは、①生活保護受給者の中で稼働年齢層と呼ばれる15歳～65歳までの割合が第2位で、ここ5年緩やかに上昇し続けている、②就労系障害福祉サービス費用が年々増加し続けている、③自立支援医療（精神通院）の受給者数および精神障害者保健福祉手帳取得者数が増加しており、特にうつ病に代表される気分障害の占める割合が多い点である。ここから予想されたのは、稼働能力もあり、就労を希望していても受け入れ先がなく、福祉制度に頼らざるを得ない人が多数いることだった。また、気分障害は、一般的にストレスとなる生活・社会のできごとや状況をきっかけとして発症し、再発を繰り返しやすい特徴がある。気分障害が原因で就労困難に陥っている場合、どんな状況でストレスを感じて調子を崩すのか自己理解を促すと同時に、環境面を含めた調整が必要なことも想像に難くない。

ニートやひきこもりの対策も社会問題となっている。2017年度版子ども・若者白書(内閣府)によると、15～39歳の若年無業者の数は、2016年は約77万人で、15～39歳人口に占める2.3%が無業者である。厚生労働省が2012年に発表した「生活保護を受給し続けた場合の社会保障等に与える影響について」という資料の中で、若年者が25歳から65歳まで生活保護を受給し続けた場合と、就労を通じて納税主体に転じた場合の社会が負担するコストギャップを推計している。その資料によると、支援も行わなければ1人1億円の支出となるが、その人たちの就労支援が成功し、正規雇用となった場合は5000万円のプラスとなるが見込まれている。

一方、近年では少子高齢化などに伴う労働人口の減少が課題となっている。みずほ総合研究所によると、2016年の労働力人口は6,648万人であったが2065年には3,946万人となり、2016年と比較して4割ほど減少する見通しである。そのほか、障害者の法定雇用率の引き上げや事業主の範囲拡大、精神障害者への雇用義務の拡大など障害を持つ人の雇用環境も大きく変化している。

上記の状況から、障害の有無に関わらず働くこと・働き続けることに困難を抱えている人を広く受け止め、就職から定着、雇用契約等の労務に関する相談に応じる雇用および人材定着に必要な企業支援が大切であることが伺える。

本研究では、「相談の入口段階で専門職が適切にアセスメントし、状態像を見立て、うまく行かない理由を当事者と共有すること。そして、本人だけでなく、本人に関わる人たちとともに就労後も継続して取り組める環境を整えていくことが解決に導く」という持論のもと、事例検討と既存の仕組みを検証することにより、新しい仕組みを考えていく。

2. 事例研究

働き続けることが難しい人がどんな困難を抱えているかを把握するため、チーム内のメンバーが担当した就労支援が必要なケースの事例検討をおこなった。対人支援は、支援する側と相談する側の閉じた関係の中でケースが動いていくことが多いため、現場の生きたケースの動きを知る必要があった。

検討事項を、①相談内容の評価、②課題の評価、③関わった関係機関カテゴリ数、④支援経過の評価、⑤検討した事例に必要なと考えられる就労支援のあり方、とした。

事例検討の結果として、表1のとおり高崎市に寄せられる就労支援が必要なケースは、メンタルヘルスの問題や精神障害に関連するものが多いことが示された。能力的なことやコミュニケーションの苦しさから社会適応が難しく、精神疾患やメンタルヘルス

の問題を自覚し医療機関に受診しているようである。そのため、就労に向けては障害サービスとの関連が深く、相談窓口は所属や障害の有無に関わらず幅広く受け止める必要があると考えられた。また、職業適性を慎重に見極める必要があるため、長期雇用に向けて試しに働ける機会の確保および適性について企業側と話し合える環境を整えることが大切である。就職後も、家族関係や対人トラブルを抱えやすく離職リスクが高いことが予想されるため、入口から出口、定着まで一貫して支援できる支援体制が必要であると考えた。企業側も労働人口の減少に伴い人材不足を抱えることが予想されるため、相談者と企業をつなぐことはもちろん、労働者の離職やメンタルヘルスの問題等、企業側の困りごとにも対応できる仕組みをつくることで、安定した就労環境の構築に必要であると考えた。

表 1 検討事例と担当課および評価項目

	タイトル	担当課	①相談内容の数	②課題の数	③連携関係機関数
1	80代認知症疑いの母と50代統合失調症の息子2人世帯の事例	社会福祉課	8	8	8
2	40代うつ病・広汎性発達障害(疑い)の男性の事例	障害福祉課	7	8	7
3	30代後半軽度知的障害および発達障害疑いのある女性の事例	こども家庭課	9	12	13
4	うつ病(?)が長期化した40代夫婦の事例	社会福祉課	5	8	6
5	60代パーキンソン病を患う母親と20代発達障害が疑われるひきこもりの息子世帯の事例	社会福祉課	4	9	5

また、表2~4に①~③の項目で3事例以上該当したものを示す。

表 2 ⑤機関ごとの相談数

相談内容	件数
病気や健康、障害のこと	5
収入・生活費のこと	5
仕事探し・就職について	4
家族との関係について	4
仕事上の不安やトラブル	3

表 3 ④課題の評価

題	件数
コミュニケーションが苦手	5
本人の能力の課題(言語・理解等)	5
家計管理の課題	4
家族関係・家族の課題	4
障害(疑い)	3
メンタルヘルスの課題	3
生活習慣の乱れ	3

表 4 ③相談内容の評価

機関カテゴリー	件数
社会福祉課	5
障害福祉課	5
医療機関	5
保険年金課	3
ハローワーク	3
その他支援機関・施設	3

3. 関連事業の調査

私たちが提案する仕組みの核となるのは、専門職チームによる入口から出口、定着まで一貫して当事者と企業をつなぐ支援体制の構築であり、対象は一般就労を希望する就職・就労困難者である。入口支援や出口支援、定着支援とは具体的には以下のとおりである。

(1) 入口支援

元々は司法領域で使用されることばである。入口支援の役割は、「罪を犯した背景となった障害特性や成育歴等を精査し、福祉による更生支援の可能性はもとより、地域で生活していくために望まれる矯正施設または退所後の処遇プログラムのあり方を検討し、必要に応じて福祉施設等への受け入れ調整を行う」ことである。これを就労支援にあてはめると、「就職活動を行う前段階で就労困難に陥った背景や要因、成育歴等を精査し、職業適性を探るとともに、必要に応じて福祉制度の利用調整を行う」と置き換えられる。島根県の南高愛隣会で2010年からモデル事業を開始し、長崎、宮城、和歌山、滋賀、島根、東京で取り組みが始まっている。

(2) 出口支援

出口支援とは「社会復帰」であり、就労支援に置き換えると目標は「一般就労」となる。先進事例には、青少年就労支援ネットワーク静岡が行う保護司制度を原型にした「静岡方式」がある。就労意欲はあるが働けない人々に対し、「仕事に就くことを支援するだけでなく、働き続けることができる人生に寄り添う」ことを目的に活動しており、伴走型の就労支援を提供している。伴走型支援とは、支援者がマンツーマンで対象者を担当し、社会適応のプロセスを支援するという支援モデルである。就労支援の目的は職場適応能力を身につけてもらうことにあり、その最善の場は職場であることから、まず、職場に入れてもらい、仕事を通じて職場適応能力を伸ばすという就労体験を中核としている。就労支援を受けた人の8割に変化が見られることが報告され、非常に有益な手法と考えられている。

その他、国の主な施策として、生活困窮者自立支援法の「認定就労訓練事業」、ハローワークが実施している「トライアル雇用」がある。

認定就労訓練事業

- 〈特徴〉
- ・ 支援付きで働く。
 - ・ 非雇用型・雇用型から選択。非雇用型から雇用型にステップアップできる。
 - ・ 働く人の事情に合わせて、勤務内容や時間を決める。
 - ・ 事業者は自治体の長から認定を受ける。

トライアル雇用

- 〈特徴〉
- ・ 常用雇用への移行を前提として、原則3ヶ月間その企業で施行雇用として働いてみる。
 - ・ 障害者のトライアル雇用制度もある。
 - ・ 要件を満たすと企業に助成金が支払われる。

(4) 定着支援

定着支援とは、本人が長く働けるようにするための支援であり、障害者の制度として職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業がある。職場にジョブコーチが向かい、障害特性を踏まえた直接的で専門的な支援を行い、障害者の職場適応、定着を図ることを目的としている。

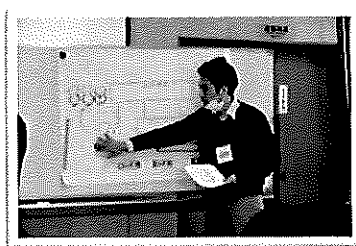
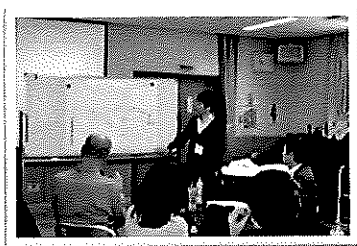
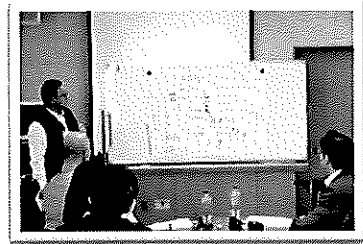
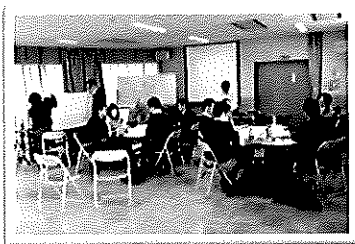
また、近年、短期での離職・就職を繰り返す人が多いことから定着支援の必要性が取り上げられており、平成28年5月25日に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」に基づき、就労定着支援という新たなサービスが創設されることになった。これは、就労移行支援等を利用し一般就労に移行する障害者が増加する中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられるため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間（就職した半年後から3年間）にわたり行うサービスとして創設された。支援内容は、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言などを実施することとなっている。就労に伴い生じている生活面の課題に対し、本人や家族だけでなく企業とも協力しながら取り組んでいくものであると考えられる。

4. 仕組みをつくる

私たちが提案する仕組みは静岡方式を参考に国の施策を活用し、支援付きで就労経験が積めるよう考えた。就労体験の場で相談者・企業側同席のもとで支援プログラムを作成し、立てた目標を達成できるよう継続的な関わりを行っていく。

しかし、これらの問題は障害のある人に限られたものではない。就労に困難を抱える人が共通して抱えるものであると言える。特にここ数年、過労死等防止対策推進法やストレスチェック制度の開始など労働者のメンタルヘルス対策は喫緊の課題とされているため、対象は障害者と限定せずに不安やメンタルヘルスの問題にも対応できるような形で実施する。

どのような仕組みをつくるべきか、グループのメンバーだけではなく有識者や市民の方とともに、相談機関や事業のイメージをより具体的なものにするため、2018年3月10日にグループの研究発表会および意見交換会を開催した。



当日の参加者からは多くの意見が出たが、「各機関の連携の大切さ」と「本人に関わる各機関を取りまとめるコーディネーターの必要性」が多く聞かれた。一方で、人材育成の大切さや難しさや対象者の範囲をどこまでにするべきか等、課題も挙げられた。当日の意見等を踏まえ、私たちは以下のとおり「お試しワークネットワーク（仮）」のイメージをまとめた。

図 1 お試しワークネットワーク（仮）のイメージ図

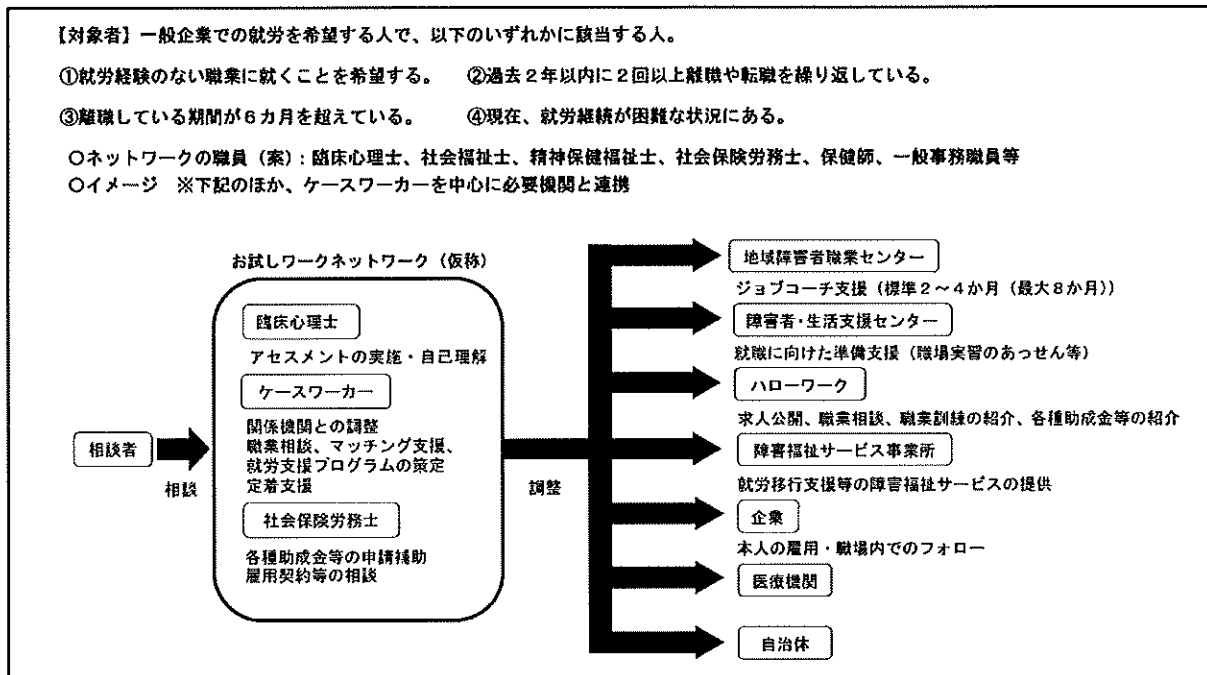
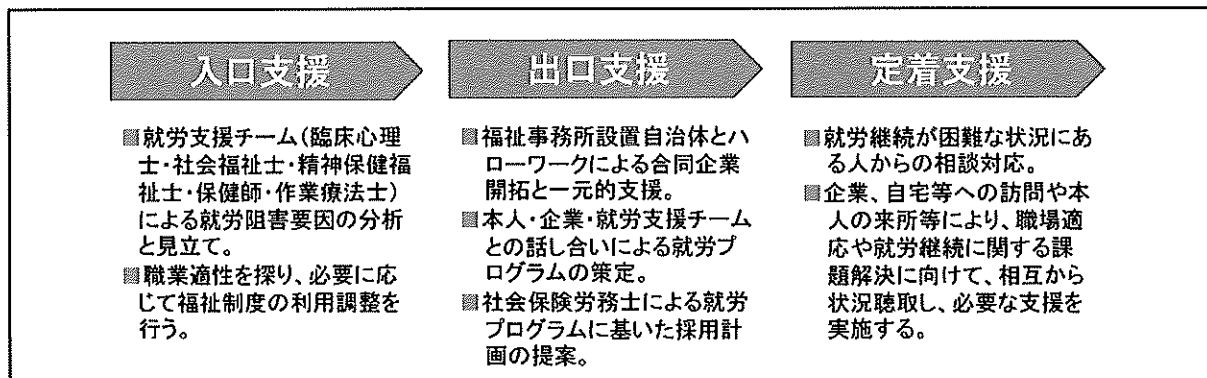


図 2 お試しワークネットワーク利用の流れ



5. まとめ

私たちが提案する仕組みは既存の機関や制度の枠を超えて、それぞれの領域で取り組みが始まった専門職によるチーム支援をワンストップで実施する点に特徴がある。これまでの支援では就労や就労継続が困難だった人たちに継続相談が可能な場を提供し、相談者、企業、関係機関とともに「誰もが安心して働く」という共通の目標に向かって協働できるよう、コーディネート機能を発揮することが目標である。

就労に困難を抱える者に対する支援は、多くの機関が関わることで専門性も必要となる。しかし、適切な支援を行えば就労できる環境を整えていくことが重要であり、同時に就労後に継続・定着していくためには、本人だけでなく受け入れる企業側の支援も必要である。そのためには、新しい制度を作るのではなく、就労に困難を抱えている人に寄り添いながら既存の制度、機関をうまく繋げていくことが必要であると考えている。

私たちは、外国人観光客の増加を見据え、ベジタリアンやムスリム等の食に制約がある方のニーズを飲食店等に伝えたり、現場のニーズに対応したイベントを開催することで、課題解決を図っています。また、研修会を開催することで「食のバリアフリー」対応を進め、マニュアルやマップにより情報発信しています。フットワーク軽く、他自治体や民間事業者と広く連携することで、県内各地の旅館や飲食店に対応の輪が広がっています。

「食のバリアフリー」みんなと群馬でいただきます！

～県内ベジタリアン・ムスリム対応の実践活動～

おいしい群馬開国プロジェクト 県本部・市町村課・著者名 谷田卓哉(代表者)、根岸舞子、太田正樹、佐々木慶高島優子、竹井美咲、田部井健、相原康宏、長澤忠昭、大島絵里、石田優子

1. 活動趣旨

ベジタリアン(菜食主義者)やムスリム(イスラム教徒。豚・アルコール禁忌)といった、健康や道徳、宗教等の理由から、食生活等においてタブー(禁忌)なものがある方は、アジアだけでも約115万人が来日しており、今後も増加が見込まれます¹。さらに、群馬県は総人口における外国人比率が全国3位と非常に高く、多文化共生の観点からも食環境の整備は重要です。

そこで、「食に制約がある方々が、群馬に来県・在住したときに、食を通じて群馬を知り、好きになってもらいたい」という想いのもと、私たちは食に制約がある人のニーズ調査を行うとともに、そのような方でも安心しておいしいものを食べられる「食のバリアフリー」の普及に向けた活動をしました。

ムスリム・ベジタリアン訪日外客数推計

2016年	来日人数(人)	ムスリム(人)	ベジタリアン(人)
中国	6,373,664	95,603	-
台湾	4,167,512	25,005	416,751
タイ	901,525	81,137	-
シンガポール	361,807	53,909	-
マレーシア	394,268	238,138	-
インドネシア	271,014	208,681	-
フィリピン	347,861	17,741	-
インド	122,939	15,121	51,634
合計	24,039,053	735,386	468,386

○各都道府県における外国人人口構成比(上位5抜粋)

順位	都道府県	総人口	外国人人口	外国人人口構成比
1	東京都	13,624,000	500,874	3.68%
2	愛知県	7,507,000	224,424	2.99%
3	群馬県	1,967,000	50,220	2.55%
4	三重県	1,808,000	44,913	2.48%
5	大阪府	8,833,000	217,656	2.46%

都道府県総人口はH28.10.1現在(総務省統計局。千人単位)
外国人人口はH28.12.31現在(法務省。外国人登録者数統計)

2. 食に制約がある人と食を提供する人をつなぐ実践活動

私たちは、まず群馬の現状を知るために、ベジタリアンやムスリムと一緒に飲食店や観光地を巡り、実際に体験しながら情報収集を行いました。その結果、「食に制約のある人」の声をリアルタイムに「食を提供する人」につなぐことができました。私たち自身も、食に制約がある人の価値観に触れることで、食に制約がない私たちでは気づかないことにも関心を持てるようになりました。たくさんの現地調査を踏まえ、「彼らとともに、同じ食卓でそれぞれが食べたいものを食べられる群馬県」をつくるためにはどういった課題を解決していくべきか、どんな場が必要なのかを当事者目線で考え、自主イベントを開催しました。

(1) ベジタリアン対応

① 飲食店・観光地へのベジタリアン対応の提案等

日付	内容
2016. 9. 25	精進料理について意見交換 (高崎市 少林山達磨寺・慈眼院一路堂カフェ)
2016. 9. 25	ベジタリアン料理店の調査及び意見交換 (前橋市 あわたま)
2016. 10. 2	ベジタリアン料理店の調査及び提案 (高崎市 なっば畑)
2016. 11. 19	草津温泉の温泉旅館組合への聞き取り及び提案 (月の井、そばきち)

¹ 国籍別来日人数につき、日本政府観光局 (JNTO) 国籍/月別訪日外客数。ムスリム数については、訪日外国人数にムスリム率をかけたもの。ムスリム率については 店田 廣文, イスラーム教徒人口の推計, 2013, (http://imemgs.com/document/20150714mi_j.pdf)。ベジタリアン数については、訪日外国人数にベジタリアン率をかけたもの。ベジタリアン率については、日本ベジタリアン協会 (www.jpvs.org) 及び、はま通信 (www.hama-tsushin.com) 参照

2017.12.17	弁当店における食のバリアフリーに関する意見交換 (安中市 峠の釜めし本舗「おぎのや」)
2017.5.13	精進料理体験及び意見交換 (埼玉県飯能市 正覚寺)
2017.6.17	ベジタリアン料理店の調査及び意見交換 (桐生市 はんの樹)
2017.8.5	ベジタリアン料理店の調査及び意見交換 (前橋市 マムズケイク)
2017.11.3	ベジタリアン料理店の調査及び提案 (高崎市 Naturellement (ナチュレルマン))

- 「野菜を多く使用する飲食店」であっても、店主がベジタリアンでもともと野菜のみを使う店、別途ベジタリアンメニューを用意する店、対応の可否を店員に聞いて確認しなければならない店など対応状況は様々でした。
- 訪問した飲食店では店主の方との意見交換を毎回行い、対応に対する考え方などを伺うことができました。
- ベジタリアンから直接飲食店に対し、料理の感想や「こうしたらベジタリアンはもっと嬉しい」というアドバイスを伝えられました。

草津温泉視察(温泉旅館組合)



ベジタリアン向けマップを配布

弁当店の対応調査(おぎのや)



ベジタリアンの意見を聞き
自信がついた様子

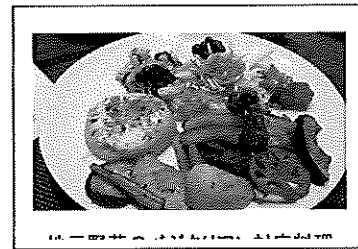
精進料理体験(埼玉県正覚寺)



群馬県内では提供されていない。
観光コンテンツにもなりそう。

②現場のニーズを踏まえた「ベジタリアン向け・おやさいをまるごと楽しむ食事会」の開催

活動を通して、ベジタリアンは対応店の情報が知りたい一方で、飲食店は集客に悩んでいるということがわかりました。そこで、両者のニーズに応えるため、野菜の生産者・料理の作り手・ベジタリアンの三者が顔を合わせてのイベントを開催。こだわりの野菜など、取り扱い素材を含む自店の取り組みをPRしたい飲食店と、情報がほしいベジタリアンを繋ぐための一つの手段となると考えられます。



(2) ハラール対応

①飲食店・観光地へのムスリム対応の提案等

日付	内容
2016.3.30	ハラールショップ調査・ハラール料理の実食・モスクにてヒアリングや意見交換、ムスリムと交流 (伊勢崎市 アルモディナレストラン、伊勢崎モスク)
2016.4.23	ハラールショップにおける状況調査・ハラール料理の実食・モスクにてヒアリングや意見交換 (館林市 ドスティ、クバモスク)
2016.11.3	ハラール料理店における対応調査、ムスリムへのヒアリングや意見交換 (前橋市 マムタージ)
2017.1.21	量販チェーン店における外国人対応調査及び提案 (太田市 ドン・キホーテ) モスク、礼拝の見学 (太田モスク)、コワーキングスペースでの意見交換
2017.2.23	群馬県内のラーメン店における外国人対応についての意見交換 (伊勢崎市 景勝軒本社)
2017.3.11	食肉卸業によるハラール肉取り扱いの調査及び意見交換 (前橋市 肉の青木)
2017.9.23	モスクにてヒアリングや意見交換 (伊勢崎市 境町モスク)
2017.10.8	前橋祭りの出店に関するハラール対応調査 (前橋市 日本おもてなし学院)
2017.11.5	ムスリムによるチャリティバザーイベント調査 (栃木県小山市 小山モスク)

モスクでのヒアリング (県内外各地)



日本食や肉への需要あり
礼拝スペースも必要

ハラール肉取り扱い調査 (肉の青木)



欧州産のハラールミートあり
口コミで買いに来る

出店の対応調査(前橋まつり)




在住外国人が祭りを楽しむ

②セミナー・視察ツアーの開催


日付	内容
2016. 7. 13	群馬温泉ムスリムおもてなしセミナー（渋川市伊香保 ホテル松本楼）
2016. 6. 5	群馬×栃木（両毛地域）連携に向けたセミナー（栃木県佐野市 日光軒）
2017. 2. 17	浅草先進事例視察ツアー（東京都台東区）
2017. 3. 15	弁当店に対する社内セミナー（安中市 峠の釜めし本舗 おぎのや）
2017. 5. 21	温泉旅館に対する従業員向け対応セミナー（渋川市伊香保 ホテル松本楼）
2017. 6. 27	弁当店のクライアント向け対応セミナー（高崎市 峠の釜めし本舗 おぎのや）
2017. 7. 2	温泉旅館に対するセミナー（渋川市伊香保 ひびきの）
2018. 3. 20	調理師向けムスリム対応セミナー（高崎市 全日本司厨士協会北関東地方本部）

温泉地向けセミナー




県内4温泉地参加
メディアで多数報道

両毛インバウンド
交流セミナー



栃木との相互交流

先進地視察ツアー



県内企業と外国人の受入れ
を体験（浅草）

③現場のニーズを踏まえたイベント「両毛ハラールバーベキュー」の開催

ムスリムのハラール肉へのニーズに応え、ムスリムと一緒に楽しめる場をつくるため、両毛地域で連携し、栃木県佐野市と高崎市内でバーベキューを開催しました。群馬県初のムスリム向けイベントとなるバーベキューは、県内外の企業にも協力いただくことができました。当日は国籍を問わず想定を上回る参加者が集まり、ハラール対応についてPRする機会となりました。

ハラール肉の交流会



120名参加のBBQ
実需者との交流の場作り

4. 活動成果

(1) 「食のバリアフリー」という考え方の普及・啓発


セミナーや現地調査を通して民間事業者現場のニーズを伝えることで、「まだ必要ない」「難しい」と考えていた方も、「自分にも出来る対応方法を知ることができてよかった」「できることから始めてみたい」と前向きな考えを持ってくれました。また、フェイスブックも活用し、活動レポートやイベントの告知を掲載したことで、県内のみならず外国の方や他県の方にも活動を周知することができました。さらには新聞、テレビなどのメディアにもとりあげていただき、「食のバリアフリー対応」の大切さを色々な媒体を通じて伝えることができました。

(2) 県内飲食店やホテル旅館等への受入れ対応開始


県内温泉地の女将さん向けセミナーをきっかけに、伊香保温泉の「ホテル松本楼」は、旅館において県内初のムスリム対応を開始しました。対応にあたっては、従業員の理解やメニューの開発等、課題もありましたが、専門家とともに寄り添い、ともに考えながら解決していきました。

また「景勝軒グループ」もハラール対応を開始しました。県内初のハラールラーメン店「かぐわし」については、ムスリムのニーズを伝え、提案を行った結果、店内に「礼拝スペース」の設置、「アクセスマップ」や「英語表記のメニュー」作成、「ハラールラーメンのベジタリアン対応」についても実現しました。

ホテル松本楼




厨房内では
豚肉・アルコールを分離




従業員むけセミナーも開催

景勝軒グループ(8店)



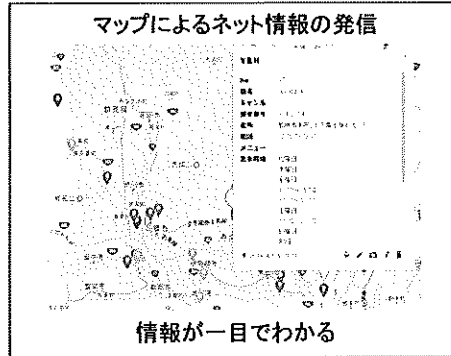
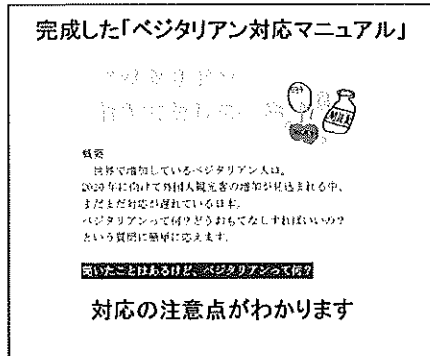
調味料等の成分を確認



礼拝室の設置相談も行う

(3) マニュアルやマップによる情報発信

調査結果については、注意点をまとめた対応マニュアルを作成し、飲食店等の食のバリアフリー対応に役立てていただいています。また、現地調査を行った県内のベジタリアン、ハラール対応の飲食店・ホテル旅館を中心に情報をマップ化しました。対応店舗が一目でわかるこのマップは、観光地のインバウンド対応や在住外国人による活用を目指しています。



5. 今後の展望

この2年間で県内外の現状を調査し、セミナー等を開催して普及啓発をするとともに、対応事例を作ることができました。しかしながら、課題もあります。例えば、ハラール対応につき、ハラール肉の入手ルートを整備するため、生産者と加工者をつなげることはできましたが、入手ルートを広げるためには、食材としてハラール肉を使用する飲食店等を全県的に増やしていく必要があるとわかりました。このように、全県的な取り組みにしていくためには、まだまだ時間がかかり、一自治研の取り組みだけでは限界もあると感じています。そのため、両毛地域での連携をはじめ、県内外の観光・インバウンド団体との連携を強化し、食のバリアフリー対応の普及をさらに強化したいと考えます。

6. 自治研究活動を通して気づいたこと

(1) 公務員としての原点への気づき

自治研として活動するなかで、現場に出ることの大切さに改めて気づくことができました。群馬県は在住外国人が全国的にも多いですが、その在住外国人が普段どんな生活をしていて、何に困っているかは、現場に出て実際に当事者と話して初めてわかりました。統計上の数字や他県の状況を調べたうえで業務を進めることもとても大切ですが、さらに現場に出て自分で見聞きすれば、よりよい政策につながるはずで、自治研として活動し、現場の声を聞いた上で活動内容を考えることができたことは、公務員としての「原点」に気づくことにつながりました。

(2) フットワーク軽く連携していくことの重要性

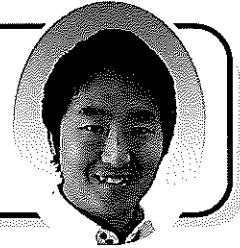
自治研究として活動することで、立場を問わず幅広い職種の人と連携することができ、多種多様な人々と食のバリアフリーについて考えることができました。また、民間事業者と連携してイベントやツアーを企画したことで、民間が仕事を進めるうえでのスピードの早さとコスト意識を学ぶことができました。業務として何かに取り組む場合は、ある程度の見込みを立ててから動き出さなければなりません。自治研究は「自身で計画し、即実行できる」機動性があり、また「とりあえずチャレンジしてみよう」という自由さがあります。フットワーク軽く、多職種と連携していく姿勢は、今後の業務においても生かしていきたいと思えます。

(3) 自治研究だからこそ応援してもらえることもある

飲食店の方々等に私たちの活動内容を紹介すると、「公務員がプライベートの時間を使って、業務外のことに取り組んでいる」ことに驚かれることがありましたが、多くの方が活動を肯定的にとらえてくださり、応援・協力をしてくれました。調査の際も深く話ができて、色々なことをスムーズに進められたのは、私たちが「公務員」として自治研究活動をしていることが理由のひとつであると思えます。自治研究活動だからこそ、行政の手が届かないことができ、公務員の枠を超えた新たなつながりを生むことができました。そして、喜びを共に分かち合えるかけがえのない仲間とともに、この2年間、本当に楽しく活動することができました。これからも楽しくやりがいのある自治研究活動を続けていきたいと思えます。

群馬県議会報告

自治労群馬県本部特別中央執行委員
群馬県議会議員 後藤 克己



後藤の原点 「環境農林常任委員会」に所属

(1) 環境問題が政治の原点

後藤が政治を志すきっかけとなった田中正造翁は、一世紀以上前に、鉱毒事件という現代の公害問題を巡り国と闘い続けた人物です。後藤も県庁職員時代から、常に環境部局に配属希望を出し、主に廃棄物部門に所属していました。

後藤が環境問題に強い問題意識を持つ理由は、社会の「持続可能性」にかかわる問題だからです。後藤が群馬県、そして日本の将来を考えたとき、最大の課題は「持続可能性」です。

今回の西日本豪雨災害をはじめとする世界的な異常気象について、世界気象機関(WMO)も「温暖化ガスが原因」と分析しています。このことが問いかけているのは、人類が「工業化」による豊かさを享受してきた代償として、地球環境に大きな負荷をかけてきたことに対する報復が今、世界的に襲いかかっているということです。

(2) 「持続可能社会」のキーワードは「環境」と「農」

後藤は、政治がこういった「豊かさをもたらす負の側面」を直視し、「次の世代のために今できる努力」をすることにより、暮らしの源泉である自然環境を持続可能にしていく使命があると考えます。

同時に、自然環境を守り、生命の源泉である「食」を守る産業が農業です。後藤は、学生時代、「農」から新しい経済学の構築を目指した故・大塚勝夫教授に師事してき

ました。

後藤が、山村地域の振興策に力を入れている理由は、農村と都市、農業と工業の「共生」をはかることが、社会や経済の「持続可能性」を高めると考えるからです。これも、大塚教授の思想が原点です。

持続可能な農林業の構築に向けて

(1) 林業の再生に向けて

農業と並んで山村地域を守る産業が「林業」ですが、その衰退ぶりは農業以上に深刻で、ピーク時に 1,800 人いた林業従事者も、後藤が県議になった平成 18～19 年頃には 600 人程度まで落ち込んでいました。

後藤は、先進的な自治体の取り組みや、県内で頑張っている事業者の取り組みを訪問調査し、現場の視点からの持続可能な林業再生策を提言してきました。

(2) 高度化・集約化により進む林業再生

群馬県も「森林県から林業県へ」を掲げ、国の補助事業等を活用しながら、「高性能林業機械」の導入により、従来のチェーンソーや刈払機等と比べて、効率的で安全な施業を可能にしました。また、伐採や木材搬出を効率的に行うために必要な「作業道」も積極的に整備してきました。更には、所有者の分かれている森林を集約化して一体で整備する「集約化施業」を進めることにより、低コストな施業が可能になりました。

(3) 「産業」としての魅力向上が若者の就

労にも繋がる

このような施策により、林業の「産業」としての競争力と安全性が高まることで、県外からも含む若い世代の担い手も徐々に増え、高齢化が深刻だった状況が大幅に改善されつつあります。

引き続き、林業を持続可能にしていくため、産業としての魅力を高めていくことが重要になります。

高性能林業機械の導入、作業道の整備、土地の集約化により、効率的・安全な施業が可能になるとともに、若者にとっても魅力のある仕事となりつつある。

高度化による林業の再生の動向

○素材生産性

(従事者が1日あたり生産できる木材の量)

2.90 m³/日 ⇒ 4.03 m³/日

(H22) (H28)

○新規従事者 52名

(うち、県外からのUIJターン者が3割。

平均年齢 33.3歳)

○従事数と平均年齢

603人 ⇒ 712人

57.6歳 49.4歳

(H18年) (H28年)

(雑感) 将来よりも「今」が大切なのか

今議会において、自民党の議員が、財政調整基金・減債基金の残高が過去最低水準を更新したこと、また全国的にも低い水準であることを問題視する質問を行いました。財源のバッファーとしての機能を持つこれらの基金が底をつく状況では、財政の健全化が保たれないという趣旨です。

「歳出圧力に結びつく質問が圧倒的に多い自民党会派の中でも多様な意見があるものだなあ」と感心しながら聞いていると、すかさず後方席の自民党のベテラン議席から「そんな質問するんじゃない」と恫喝する野次が飛ぶ始末。議会の全体としての空気は依然として将来世代のことよりも「今」が大切といったところでしょうか。

高崎市議会報告

自治労群馬県本部特別中央執行委員

高崎市議会議員 林 つねよし



はじめに

2期目の任期も残り1年を切りました。私自身も3期目を目指し自治労群馬県本部の中央委員会において、来春の統一自治体選挙における推薦を決定いただきました。来春は組合員の皆様や退職された皆様にはお世話になりますが、組合員のために全力で頑張りますので、よろしくお願いいたします。

6月定例会において

さて、6月定例会が、6月8日(金)～22日(金)の15日間で開催されました。富岡市長就任以来、副市長として活躍された松本泰夫氏が諸般の事情により退職され、新たに商工観光部長から齋藤達也氏が指名される議案から始まり、高浜クリーンセンター建替えプラント設備工事請負契約締結167億6160万円など議論をしました。

一般質問は、11日～14日の4日間行われ、私は、4日目最終に質問を行いました。今回の質問は、組合からの要望に基づき「会計年度任用職員について」執行部が現状をどのように考えているか、その内容を質しました。以下にその時のやり取りを掲載させていただきます。

【林 恒徳】

全国の雇用労働者において非正規労働者の割合は、37.3%と約4割近くなっていますが、平成27年からは正規労働者の人数も増えてきています。

また、正規労働者のピークは3805万人の平成6年ですが、現在では3423万人とピーク時から見れば、380万人減っています。

一方で、総労働者数は、平成6年の4776万人から5460万人と684万人増え、これは農業などの自営業者などの減少も影響しています。

平成29年の非正規労働者の内訳では、パート、アルバイトを除く、派遣社員134万人、契約社員291万人、そして専門性の高い嘱託120万人、これらの人の処遇対策がワーキングプアにおける対策になるといわれています。

年齢別の非正規労働者の割合ですが、平成24年と比較すると、平成29年は65歳以上の方が大きく増えていることが見て取れます。また、45歳から55歳の層も非常に多くなっています。

この数字は官民合わせた数字です。現場である地方自治体だけでなく、国においても非正規雇用労働者が増えており、その人たちの雇い方が、府省によりまちまちであり、制度として新たに「会計年度任用職員」として昨年5月に地方公務員法の改正がされました。

初めに、この会計年度任用職員の制度についてお伺いいたします。

【総務部長】

会計年度任用職員の制度についてですが、平成29年の地方公務員法及び地方自治法の一部改正により創設されたものでございまして、平成32年4月1日からの施行に伴い、制度の運用が開始されるものでございます。

この会計年度任用職員の制度が創設された趣旨といたしましては、これまで、地方公務員法において、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であったことから、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定を新たに設け、その採用方法や任期等を明確化することによりまして、地方行政の重要な担い手となっている臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保しようというものでございます。

会計年度任用職員の制度の概要についてでございますが、会計年度任用職員は、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職と定義されるもので、勤務時間につきましては、フルタイムのものとパートタイムのもの2つの類型が設けられております。

採用方法につきましては、競争試験または選考によるものとされており、条件付き採用期間につきましては、常勤職員が6月のところ1月とする特例が設けられ、また、服務に関する規定につきましては、常勤の職員と同様に原則として適用となりますが、営利企業への従事等の制限に関しましては、パートタイムの会計年度任用職員については対象外とされているところでございます。

【林 恒徳】

本市では、保育士、給食技士などの専門職の嘱託が多く、また医療事務などの仕事をされている方も多くいます。その専門的な職種の方の雇用、募集は年々厳しくなっており、今までの嘱託制度では、厳しかつ

た年次による昇給や、各種手当、退職金などの導入は難しかったですが、今回の制度ではどうなのでしょう。その点も含めお伺いします。

【総務部長】

会計年度任用職員の制度の導入に伴う本市における対応ですが、地方公務員法及び地方自治法の改正内容に従いまして、非常勤職員の任用方法や勤務条件について、改正後の法律に適合するものとなるよう必要な見直しを行いながら、平成 32 年 4 月の改正法施行に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

見直しが必要となる主な内容について申し上げますと、

1 点目といたしましては、現在嘱託職員や臨時職員の任用している職員の任用根拠を明確化するとともに、改正法に適合するよう、現在行っている非常勤職員の任用につきまして、整理や見直しを行う必要があるものと認識しております。

2 点目といたしましては、勤務条件の面ですが、会計年度任用職員については期末手当の支給が可能とされたことから、期末手当の支給が適切に行われなければならない点に留意するほか、その他の勤務条件につきましても、国が示すマニュアルを参考にしながら適切に対応していく必要があるものと認識しております。

【林 恒徳】

嘱託職員はすべてこれに代わるという理解でよろしいでしょうか。臨時職員はどのようになるのでしょうか。

また、幼稚園の教諭など、西部教育事務所などをお願いしてきていただいている方々はどのようになるのでしょうか。

【総務部長】

今回の法律の改正に伴い嘱託職員や臨時職員の任用がどのようになるのかについてでございますが、改正後の地方公務員法における一般職の非常勤職員の任用根

拠といたしましては、第 22 条の 2 の規定による会計年度任用職員による方法と、第 22 条の 3 の規定による臨時的任用による方法のいずれかによるものとなります。今回の改正に伴い、臨時的任用に関しましては、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に限定されることから、一部を除いて多くの嘱託職員や臨時職員は会計年度任用職員の制度により任用されるべきものと考えております。

また、幼稚園の教諭についてですが、現在教員の欠員が生じた場合には、地方公務員法に基づく臨時的任用、いわゆる地公臨の任用により欠員の補充を行っているところですが、学校の教員につきましては、介護休暇、育児休業等に伴う欠員が生じる場合のほか、例えば、児童生徒数に応じた必要な教員数を見込めないときには、臨時的任用による採用が可能との見解が国から示されているところがございます。このような場合には、現在と同様に、地公臨の任用により対応すべきものと考えております。

【林 恒徳】

それでは、本市においては、どのようなスケジュールで実施されるのかお伺いいたします。

【総務部長】

会計年度任用職員の制度の導入に伴うスケジュールでございますが、改正法が平成 32 年 4 月 1 日ですので、この法律の施行に向け、現行の制度から新たな制度にスムーズに移行することができるよう必要な準備を進めてまいりたいと考えております。

具体的なスケジュールといたしましては、今年度中に行うべきこととして、まず、会計年度任用職員にかかる任用・勤務条件等の検討を進める必要がございます。任用・勤務条件等につきましては、国において制度の詳細や留意点をまとめた「会計年

度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」を作成しておりますので、これを参考に検討してまいりたいと考えておりますが、今年の夏ごろには、自治体から寄せられた疑問や課題に対する国の考え方が改めて示される予定ですので、そのようなことも並行して行ってまいりたいと考えております。

また、勤務条件を検討していく際には、職員組合からの意見聴取や協議も必要でございますので、そのようなことも並行して行ってまいりたいと考えております。

さらに、関係条例や規則等の改正や人事給与システムの改修なども必要となっておりますので、これらの事務手続きにつきましても遺漏なく行ってまいりたいと考えております。

【林 恒徳】

募集であるとか、新年度の対応であるとか、予算対応であるとか、いろいろと準備が必要ですので、よろしくをお願いします。また、現在、嘱託職員として、本市において働いている人たちに混乱をきたさないよう、よろしくをお願いします。

なお、現在の嘱託職員の方々にはこの制度改正についてどのように説明をするのかお伺いします。

【総務部長】

嘱託職員への制度改正の説明についてですが、嘱託職員につきましては、会計年度任用職員に移行した後におきましても一般職の非常勤職員であることに変わりはありませんが、任用方法や勤務条件に変更がある場合には、誤解が生じないように、あらかじめ丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

具体的な説明方法等につきましては、現在のところ未定でございますが、時期や内容も含めまして適切なものとなるよう、留意してまいりたいと考えております。

【林 恒徳】

初めにワーキングプアについて話をさせていただきましたが、公務職場において、定員管理は重要であり正規労働者に対して数の抑制をしなければならないのであれば、現場において必要な手、つまり労働者の確保をするためには、この制度をしっかりと運用し、改善していく必要があります。現在の嘱託職員など非正規労働者への説明を漏れのないように対応をお願いします。

地方財政確立のための 意見書について

地方財政確立のための意見書については、この6月議会に議員提出の意見書として、私が所属する会派「市民クラブ」から提出されました。

高崎市議会では、議員から提出された意見書については、議会運営委員会で審査をされます。同内容で、以前は通したケースもあるのですが、現在の議会の状況は、最大会派以外のところから出た意見書は、その通過が厳しいものになっています。

議会初日 17 時までには意見書を提出し、各会派にその意見書の内容が通告され、最終日直前の議会運営委員会で審査をされます。

その間に各会派を回って根回しをするのですが、なかなか厳しい状況で、結果、最大会派・反対、公明党・保留、共産党・保留に近い反対で賛成少数で日の目を見ることができませんでした。とりわけ、国が判断できないから意見書を提出するのですが、「国が決めることだから地方から意見は言わない方がよい」であるとか、「マイナンバーカードや消費税については反対なので、趣旨は分かるが、それが書いてある意見書については反対」などわかりづらい面もあります。

議会の中では数が力になります。そのた

めの取り組みを来春には皆さんとともに頑張りたいと思います。

まとめ

まだまだ検討が進んでいないというより、林が質問したことにより初めて考え始めたということでしょうか。制度をどのように作るかをふくめ、組合と協議を行う言質は取れたということでしょうか。

パワハラ問題など、なかなか追求しづらいですが、言っていないといけない問題などもあります。制度の構築にあたっては、組合と歩調を合わせた取り組みを進めます。

高崎で勝ち取った良い事例については、他の自治体にも影響が及ぶようしっかりとがんばりますので、今後ともよろしくお願いたします。

太 田 市 議 会 報 告

自治労群馬県本部特別中央執行委員
太田市議会議員 八木田 恭之



はじめに

早いもので、皆さまのご支援を受けての市議会議員活動も今任期の最終の4年目となりました。太田市議会は、議会の役職任期を申し合わせにより1年として5月臨時会で改選しているため、新年度は実質5月からとなります。今年度は4年の任期の仕上げであり、組織内議員として改めて原点に戻っての活動にすべく取り組みます。今回の議会活動報告は、前回自治研ニュースでの報告以降の2018年1月からとさせていただきます。

委員会・特別委員会

(1) 議会運営委員会(2018年5月まで)

議会運営や議会改革、議長の諮問等を担当する委員会の副委員長としての一年間は、他の議会の行政視察受け入れなどもあり、新人議員として学ぶことが多く、また、ベテラン議員との人間関係を構築することができた貴重なものでした。今期の議会改革の課題であったタブレット端末の導入は6月から運用されています。また、市

民に開かれた議会にむけた議会報告会の運営を改善し、同日2会場開催として全議員を2組に分けて対応することにより、議員の役割分担と責任の明確化と報告会を市民に身近で親しみやすいものとし、参加の拡大を図りました。

(2) 市民文教委員会(2018年2月まで)

この委員会では、年明けに大きな課題が3つあり、議論が白熱しました。1月の委員会では、懸案事項であり、総合計画実施計画にも盛り込まれ予算化されていた大型スポーツ施設の一つ、公認プール建設事業の延期が報告され、事業への準備や計画性、公共施設のあり方などが議論となりました。

2月の委員会では、県内初の小中一貫の義務教育学校の設置についてと無料市営路線バス事業の運行開始が報告されました。義務教育学校は、開校に向けた予定と考え方が示されたことから、保護者や地域住民への説明に向けて様々な質問や意見が出されました。私は、予定学区が地元であり、市職労組合員の職場であるため、義務教育学校設置は賛成としながらも、夕

イムスケジュールや施設整備、新たな学校運営と人員配置の考え方、通学区域や通学路等の課題を上げ議論に参加しました。無料市営路線バス運行は、教育委員会のスクールバスを一部転用し無料で市民に路線バスを提供するものですが、事業開始に至る経過や地域公共交通網形成計画との整合、東西2路線選定の経緯や空白地域への対応、車両や運行時間、本来のスクールバスへの影響など様々な質疑意見があり、今後の展開を注視することとなりました。

(3) 有害鳥獣対策調査特別委員会(2018年2月まで)

近年増加するイノシシやハクビシン・カラスなどの被害対策調査の委員会は、2年間設置され対策を議論してきました。金山のイノシシ対策については群馬県との連携により一定の成果を上げましたが、渡良瀬・八王子山系のイノシシと最近増えてきたシカへの対策やハクビシン・タヌキなどの小型獣対策などの課題が残り、引き続き特別委員会を設置する方向となりました。

(4) 健康福祉委員会(2018年5月から)

今年度の所属委員会は市民の健康と福祉に関する事務事業を所管する健康福祉委員会となりました。5月の委員会協議会では、組織機構と懸案事項の説明がありました。その中で、今年度4月より一つの児童館で地域団体への貸館を認める運営の変更があり、現行の法令との整合を確認したところ、条例改正の手続きが必要との結論となりました。6月の委員会協議会では、こども食堂運営事業の委託から補助への変更とその予算組替え、総合計画実施計画で位置づけられた公立幼稚園民営化の前倒しの報告があり、市の方針変更の理由と子ども食堂と公立幼稚園の在り方、職員への影響、今後の事業展開と事務手続きの

事前報告などを確認しました。

3月定例会・予算特別委員会

3月定例会は、2月13日から3月14日までの30日間の会期で開催され、平成30年度の一般会計・特別会計予算案8件を審査する予算特別委員会が中心となりました。その他には、教育委員任命、人権擁護委員推薦の人事案3件、平成29年度一般会計・特別会計の補正予算案5件、条例制定・改廃議案17件、市道路線の廃止認定議案と財産の取得議案、調停成立議案が審議され、すべて同意・可決・認定されました。新年度の予算案は、市政財政方針と併せて本会議で総括質疑が行われ、その後3日間の予算特別委員会で審査を行い、最終日の委員長報告、質疑、討論の後採決され、可決されました。

私は、予算特別委員会委員となったため一般総括質疑は行わず、今まで続けてきた職員に関する課題と同じ会派の先輩議員の代表総括質疑を具体的に確認することを中心に、3回目となる予算審査に臨みました。代表総括質疑を受けては、地方交付税と合併特例債の考え方、ふるさと納税の費用対効果、総合計画と公共施設マネジメント、幹線道路の渋滞対策と道路維持補修、無料路線バスと公共交通網、義務教育学校設置に向けた取り組み、などについて確認しました。また、職員に関する課題としては、道路維持補修に関連して現業部門の在り方と人員確保、人件費総額と時間外勤務手当予算の推移から給与水準、時間外勤務の削減、人員確保の考え方を、安全衛生対策経費費から職場と職員の安全衛生対策の状況を確認しました。

5月臨時会

5月15日に開催された5月臨時会は、

会 派構成の変更により議席の指定が行われ、その後議長、副議長の選挙をはじめ、議会運営委員の選任、常任委員会・特別委員会委員の選任、広域連合・一部事務組合・東部水道企業団議員の選挙などが行われ、議会を構成する役職、委員会が変更となりました。

私の所属会派創政クラブは、構成人数 11 人は変わりませんが、構成議員は一部替わりました。また、今期は連合推薦議員である自動車総連スバル労組出身の先輩議員が議長に就任し、議会運営委員長には同じ韮川地区出身の先輩議員が、副委員長には同期の議員が就任しています。私の委員会所属は、健康福祉委員会常任委員となりました。

議案は、監査委員 1 名の選任同意の人事議案と、平成 29 年度一般会計・特別会計補正予算の専決処分報告議案 6 件、税関係条例の専決処分報告議案 3 件が提案され、すべて同意・可決されました。

6月定例会・一般質問

6 月 13 日から 6 月 28 日までの 16 日間の会期で開催された 6 月定例会は、一般会計・特別会計の繰越関係の報告議案 3 件、法の改正による条例改正議案 7 件、市営住宅の共益費負担を軽減するための市営住宅条例改正議案、教育財産の取得議案 2 件が市長より提案され、すべて審議、可決されました。この中で、市営住宅条例の改正は、現在共用部分の光熱水費等は、共益費として団地ごとに費用を全戸数で割り、入居者が負担しており、空家戸数が増えると負担が増える状況を解消するため、市が入居者からは全戸数割分を使用料として集め、空家分は市が負担するものです。

また、自治労発、連合群馬の取り組みとして、連合太田地協議長を請願者とする

「地方財政の充実強化を求める」請願を紹介議員として提出、所管の総務企画委員会の審査に説明者として出席しました。委員会審査では無事採択され、議会議案として国への意見書案が提案され可決、太田市議会の意見書として提出されました。

今定例会での一般質問は、組織内議員として原点である職員に関する問題を取り上げました。

一つは、人事評価結果の給与反映が今年度課長職以上に導入されたことから、人材育成と人事評価制度の問題点を問い、より良い制度とするため市職労との協議交渉の必要を訴えるものとなりました。市長からは、人事評価結果の給与反映は矛盾がある面を認めながらも国に準拠せざるを得ないこと、制度の構築に関し組合との協議はそぐわないとの答弁でした。さらに、制度構築ではなく給与への反映時の配分は労働条件であり、交渉・協議の対象となるものとし考えを聞きましたが、明確な答えはありませんでした。一般職への給与反映について、人事担当は制度安定後で時期は未定としていますが、導入前に組合員が納得できるものを目指し今後も取り組む必要があります。

もう一つは、臨時・非常勤職員制度の大きな見直しであり、導入までの時間的制約がある会計年度任用職員制度への対応を問うものとなりました。自治労本部初の地方議会での質問要請と市職労との意見交換から 2 回目となるこの問題への質問を組み立てました。人事担当では、基本的には国に準拠した内容での制度導入を検討とし、導入までの準備が遅れている点を認め、今後の工程表をつくり導入が遅れないよう進める旨の答弁がありました。一方、自治労が求める現状の任用状況の情報共有、新制度での労働条件設定などは作業・検討中であるとして答弁を避けました。制度導入まで限られた時間であり、当局は国

や他団体の動向を見ている中、今後の工程表の作成を促しながら労働条件改善の取り組みが必要と感じました。

今後の組織内議員としての活動

市議として4年目を迎え、前期には議会運営委員会副委員長という経験もでき、今回の請願紹介議員の役割も円滑に行うことができました。市議会で11人という最大会派に所属し、連合系2名の他は半数が保守系という構成の中で合意を得ること、他の会派所属の議員への説明と理解を得ることの重要性を再確認しました。組織内議員の組織の代弁者としての役割は、直接市長・執行者とやり取りするだけでなく、あらゆる機会を捉えて市民の理解を得ること、そのための一つは、同じ市民の代表である議員への説明と理解を得ることもあると感じています。

また、自治体間の連携・協同という点の重要性も経験しました。太田市の課題であっても、県の所管事務で市では解決できないことを、同じ組織内の大先輩である黒沢県議と一緒に取り組んでくれたことは、新人市議としては非常にありがたいものであり、この環境は自治労の力によるものと感じています。この3年間で、金山のイノシシ問題や会計年度任用職員制度については、二人で打合せ、県議会と市議会で同内容の質問をすることもできました。太田養護学校の問題では、太田市選出の全県議への協力要請と県知事へ要望提出の結果、県立太田高等特別支援校への移管と肢体部の要医療ケア生徒の受け入れが決まりました。今は市内の県管理の幹線道路の渋滞対策に取り組んでいます。さらに、広域のバス路線や太田市と西邑楽3町との広域清掃事業や斎場の共同運営の研究などがあり、周辺自治体との連携も今後重要となります。

市議会という基礎自治体での活動を通じて、政治とは市民の生活を支えることと感じます。それは、国が法令により方向を決めて予算により実行を促す、自治体は国の方針を見て条例規則を作り予算を決めて事務を実施する、という流れであると考えます。

自治労組合員の皆さんにとっては、それに働くことが加わります。自治体職場は、労働条件はもとより、仕事そのものも政治によって決まります。特に地方公務員の労働条件は、給与構造改革により、全国一律の人勸制度が破綻し、制度は国に水準は地域でとされ、県の人事委員会勧告が重要性を帯びています。その中で、このたび6月にわたり活躍された黒沢県議が勇退を決め、後継としてご指名いただきました。自分の中での市議会活動との葛藤もあり、地域の支援者との調整もありましたが、同じ自治労組織内として、黒沢県議が守ってきた太田市選挙区の議席を引継ぎたいとの結論に達し、市職労のご理解をいただき、6月の県本部第110回中央委員会において、新人として県議会議員選挙挑戦への推薦の決定をいただいたところであります。

今後の地方自治体は、少子高齢化による人口減少により縮小の時代を迎えるとされます。その中で、地域で働く人、生活する人の声を受け止め、住み続けられる地域を次の世代につなぐ、そのため自治体で働く人々を守ることを基本に、活動の場は変わりますが、自治労組織内として力の限り闘う覚悟であります。自治労群馬県本部に結集する単組・組合員の皆様のご理解とご指導・ご支援をお願い申し上げ、今後の組織内議員活動の決意といたします。

(詳細は太田市 HP-太田市議会内の会議録、会議結果をご覧ください。)

2018(平成 30)年度当初予算(普通会計)のあらまし

編集部

はじめに

群馬県市町村課のホームページに、市町村普通会計当初予算の概要が公表された。特徴としては、6年連続で増加したことがあげられる。歳入歳出総額 8,495 億 9,400 万円で、対前年度当初予算比+100 億 4,800 万円、1.2%増となった。35 市町村のうち、前年を上回ったのは 18 市町村、下回ったのは 17 市町村だった。

当初予算のあらまし

1. 県内市町村の予算のあらまし

歳入では、市町村民税などの市町村税

は、前年度比 1.1%増で、約 2,989 億円となった。地方交付税は、約 1,052 億円で、前年度比 2.7%減となった。これは、税収等の増加による減少や合併算定替の段階的縮減に伴う減少によるもの。地方債は、約 814 億円で、前年度比 5.1%増となった。

歳出では、人件費は、約 1,287 億円で、前年度と比べて 0.03%減、このうち、退職手当は 7.3%減となっている。扶助費は、約 1,658 億円で、前年度比 3.2%増となっている。普通建設事業費は、約 1,287 億円で、前年度比 2.4%増となっている。

〈歳入歳出の状況(単位：百万円、%)群馬県 HP より〉

区分	当初予算額	30 年度	29 年度	増減額	増減率
歳入	市町村税	298,857	295,717	3,140	1.1
	うち市町村民税(個人)	99,884	98,182	1,702	1.7
	うち市町村民税(法人)	31,150	28,337	2,813	9.9
	うち固定資産税	132,869	133,555	-686	-0.5
	地方交付税	105,200	108,098	-2,898	-2.7
	地方債	81,354	77,402	3,952	5.1
	うち臨時財政対策債	27,158	27,662	-504	-1.8
	その他	364,183	358,329	5,854	1.6
	合計	849,594	839,546	10,048	1.2
歳出	人件費	128,735	128,697	38	0.03
	扶助費	165,771	160,633	5,138	3.2
	公債費	79,469	77,934	1,535	2.0
	普通建設事業費	128,732	125,696	3,036	2.4
	うち補助事業	59,209	62,506	-3,297	-5.3
	うち国直轄事業負担金	51	29	22	75.9
	うち単独事業	69,472	63,161	6,311	10.0
	災害復旧事業費	10	3	7	233.3
	その他	278,346	276,266	2,080	0.8
	合計	849,594	839,546	10,048	1.2

2. 自治体ごとの予算規模

(1) 前年を上回った市町村

高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、吉岡町、神流町、中之条町、長野原町、嬭恋村、川場村、玉村町、板倉町、明和町、大泉町、邑楽町

(2) 前年を下回った市町村

前橋市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、上野村、下仁田町、南牧村、甘楽町、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、昭和村、みなかみ町、千代田町

(3) 減少率・額の大きな市町村

① 減少率の大きな市町村(単位：%)

順位	市町村名	減少率	主な理由
1	上野村	-11.3	道の駅再整備事業、県営林道負担金事業
2	東吾妻町	-10.3	役場庁舎建設事業、幼稚園施設整備事業
3	榛東村	-9.2	屋外運動場整備事業
4	富岡市	-8.9	基金積立金、市役所庁舎建設事業
5	南牧村	-8.3	小規模特養老人施設建設事業

② 減少額の大きな市町村(単位：百万円)

順位	市町村名	減少額	主な理由
1	前橋市	-2,603	桃井小学校校舎等改築事業、日赤病院移転建設補助金
2	富岡市	-2,330	基金積立金、市役所庁舎建設事業
3	東吾妻町	-944	役場庁舎建設事業、幼稚園施設整備事業
4	榛東村	-578	屋外運動場整備事業
5	安中市	-452	国民健康保険特別会計繰出金

(4) 増加率・額の大きな市町村

① 増加率の大きな市町村(単位：%)

順位	市町村名	増加率	主な理由
1	長野原町	54.8	八ッ場ダム関連周辺整備事業、新役場庁舎等整備事業
2	明和町	25.2	土地開発公社等の貸付金、基金積立金
3	板倉町	11.4	役場庁舎建設事業、広域防災情報伝達システム整備事業
4	沼田市	10.4	市役所庁舎等複合施設整備事業、仮・利南運動広場整備事業
5	川場村	10.3	村道道路改良事業、林道橋梁新設事業

② 増加額の大きな市町村(単位：百万円)

順位	市町村名	増加額	主な理由
1	長野原町	4,960	八ッ場ダム関連周辺整備事業、新役場庁舎等整備事業
2	伊勢崎市	3,278	最終処分場整備事業、文化会館管理運営事業
3	沼田市	2,452	市役所庁舎等複合施設整備事業、仮・利南運動広場整備事業
4	渋川市	1,883	公債費、小学校空調機器整備事業
5	明和町	1,213	土地開発公社等の貸付金、基金積立金

3. 積立金残高
積立額が取崩額を下回わり、前年度末の

残高から約 382 億円、18.6%減少し、約 1,677 億円となる見込み。

(見込み額 単位：百万円、%)

区分	30 年度末残高	29 年度末残高	増減額	増減率
積立金計	167,654	205,882	-38,228	-18.6
財政調整基金	86,383	111,637	-25,254	-22.6
減債基金	13,152	17,634	-4,482	-25.4
その他特定目的基金	68,119	76,611	-8,492	-11.1

まとめ

歳入歳出総額では、2012(平成 24)年の伸び率 1.2%減以来、6 年連続で前年を上回り、国の地方財政計画の規模 0.3%増を上回る水準。しかし、過去 3 年は計画を若干下回る水準であった。

歳入では、経済の回復基調を踏まえた個人住民税や法税住民税の伸びを見込んだ。

市町村税は、法人分は企業業績の増益見通し、個人分は給与所得の増加を見込み、国の地方財政計画(以下、地財計画)の 0.9%増に対し、前年を上回る 1.1%増。

地方交付税は、地財計画の 2.0%減に対し、2.7%減。これは、税収等の増加による減少や合併算定替の段階的縮減に伴う減少によるもの。地方交付税と臨時財政対策

債を合計した実質的な地方交付税額は、約 1,324 億円で、前年度比 2.5%減となっている。

地方債は、地財計画では 0.3%増に対し、5.1%増で、緊急防災・減災事業などの普通建設事業費に充当する地方債の増加などによる。

歳出では、増大する社会保障関係経費を含む扶助費などが押し上げた。

人件費は、0.03%増で、前年度 1.7%減から増加を見込むが、退職手当は 7.3%減を見込む。

扶助費は、社会保障関係経費の増加などにより、前年度比 3.2%増で、増加傾向である。

普通建設事業費は、前期比 6.3%増から、2.4%増と鈍化を見込む。

(一財) 群馬県地方自治研究センター入手資料

(2018年4月23日~2018年7月31日)

受付日	資料名	発行元	発行日	内容① (敬体を略します)	内容② (敬体を略します)	内容③ (敬体を略します)
4/23	とちぎ地方自治と住民 Vol.541	(一社)栃木県地方 自治研究センター	2018年 4月	「働き方改革」なのか? 「働かせ方改革」なのか? 対話集 会報告	派遣はどのように誕生したか: 労働ジャーナリスト・渋谷龍一	
4/23	あしたへ・健康と医療の セフティ・ネット	(公社)新潟県自治 研究センター	2018年 3月	「勤労者の健康・医療と現実を 将来へのステップ」に関する 調査・研究報告書		
4/23	新潟自治 Vol.75	(公社)新潟県自治 研究センター	2018年 4月	県内自治体の 2018 年度予算 をみる: 編集部		
4/23	フューチャーセンターの 社会実装に関する調査 研究	三重県地方自治 研究センター	2018年 3月			
4/26	自治総研 Vol.474	(公財)地方自治総合 研究所	2018年 4月	法定外公共物の変遷と分権談 与後の管理: 沼津市課長補佐・ 渡辺成彦	原発災害避難者の実態:(公財) 地方自治総合研究所主任研究 員・今井照	地方創生が浮き彫りにした国・ 地方関係の現状と課題:(公財) 地方自治総合研究所各員研究 員・坂本誠
5/1	北海道自治研究 第 591 号	(公社)北海道地方 自治研究所	2018年 4月	北海道喫煙被害防止条例の制 定に向けて: 北海道大学名誉 教授・高山武道	地域で安心して老いるために: 釧路地区障害老人を支える会 理事・岩淵雅子	2016 年度道内市町村決算の概 要: 北海道地方自治研究所研 究員・辻道雅宣
5/1	みやぎき研究所だより No.90	宮崎県地方自治問題 研究所	2018年 4月	宮崎・延岡市長選挙を終えて: 宮崎市議会議員・中川義行ほ か	自治体業務の包括民間委託に ついて: 日南市の場合: 宮崎 県地方自治問題研究所事務局 長・佐藤真	
5/1	自治研かながわ月報 234 号	(公社)神奈川県地方 自治研究センター	2018年 4月	憲法施行から 70 年、いま改め て平和の観点から改正論議を 問う:(公社)神奈川県地方自 治研究センター顧問・斎藤勲	公共施設へのネーミングライ ツの導入の現状と課題: 鳴門 教育大学准教授・高山輝彦	
5/1	信州自治研 No.315	長野県地方自治研究 センター	2018年 5月	人口減少社会の課題: 大正大 学地域創生学部教授・小峰隆 夫	災害時の取り組み・計画: 須 坂市消防職員協議会・黒岩裕 貴	
5/1	地方公務員月報 657 号	総務省自治行政局 公務員課	2018年 4月	自治大学は今: 自治大学学長・ 青岡宏	地方公共団体における平成 28 年度の職員採用競争試験の実 施状況について: 総務省自治 行政局公務員課・中澤敏也	平成 29 年地方公務員給与実態 調査結果等の概要について: 前総務省自治行政局公務員部 給与能率推進室・石田啓明
5/7	月刊自治研 No.704	自治研中央推進 委員会	2018年 5月	特集: 岐路に立つ平和憲法	民泊条例の波紋: 京都外国語 大学教授・廣岡裕一	「月刊自治研」を読む: 早稲田 大学教授・鎌田敏
5/10	10 万年の大うそ 核のゴミ	山本行雄	2018年 3/10			
5/11	全国首長名簿 2017 年版	(公財)地方自治総 合研究所	2018年 4/25			
5/16	八王子自治研究センター 通信 NO.15	(一社)八王子自治 研究センター	2018年 4月	公文書管理条例を考える: 八 王子自治研究センター理事長・ 藤岡一昭		
5/16	八王子の地域福祉の 状況と課題	八王子市民活動 協議会	2018年 1月	第 9 回共助の街づくりシンポ ジウム報告集		
5/18	佐賀県地方自治問題 研究所総会議案集	佐賀県地方自治問題 研究所	2018年 5/9	総会議案集	記念講演・超少子高齢社会に おける持続可能な地域づくり: (一社) 持続可能な地域社会総 合研究所所長・藤山浩	
5/21	自治権いばらき No.129	(公社)茨城県地方 自治研究センター	2018年 5月	2018 年度政府予算と地方財 政:(公財) 地方自治総合研 究所研究員・菅原敏夫		
5/28	とちぎ地方自治と住民 Vol.542	(一社)栃木県地方 自治研究センター	2018年 5月	「働き方改革」なのか? 「働かせ 方改革」なのか? 対話集 会報告	原発いらない栃木の会第 8 回 総会報告	「世界」から数鞭の外の日本、 亡国の道まっくら: 自治研 センター特別研究員・田野辺 陸男

受付日	資料名	発行元	発行日	内容① (敬称を貼します)	内容② (敬称を貼します)	内容③ (敬称を貼します)
5/29	自治総研 第 475 号	(公財)地方自治総合研究所	2018 年 5 月	自治体首長選挙の動向と地域政治：明治大学政治経済学部教授・牛山久仁彦	地域国家における自治立法権：国立国会図書館主査・青田淳	原爆被災自治体職員の実態調査(2 次)：いわき明星大学教養学部准教授・高木竜輔
5/31	DIO NO.337	(公財)連合総合生活研究所	2018 年 5 月	労働力需給ギャップと技能実習制度の課題：神戸大学名誉教授・後藤純一	外国人技能実習制度の第 2 の転換点：法政大学社会学部教授・上林千恵子	日本で働くベトナム人労働者：神戸大学大学院国際協力研究科准教授・青森善久
5/31	れんごう政策資料 244	日本労働組合総連合会	2018 年 5 月	諸手当調査・福利厚生動向調査報告書		
5/31	北海道自治研究 第 592 号	(公社)北海道地方自治研究所	2018 年 5 月	入札・契約に関する道内全市アンケート調査の結果について：公契約条例を社会に広げることをめざすワーキングチーム	公契約運動にける基礎情報・データの整理という課題：北海道大学経済学部教授・川村雅則	「道徳の教科化」の問題と現場のとりくみ：中学校教師・林英樹
5/31	地方自治京都フォーラム Vol.132	特定非営利法人京都地方自治研究所	2018 年 夏	2018 年度地方財政の動向：龍谷大学政策学部教授・只女京士	「豊潤自給圏推進機構」とは：京都府地方自治研究所専務理事・岡本哲也	高島町「有機農業」の取り組み：京都府地方自治研究所専務局長・黒岩洋子
6/4	月刊自治研 No.705	自治研中央推進委員会	2018 年 6 月	特集：「虹色社会」をめざして～LGBT/SOGI 入門～	東京都迷惑防止条例改正の問題点：弁護士・藤原家康	
6/6	ごみ収集という仕事	藤井誠一郎	2018 年 5/30			
6/7	市政研究 第 199 号	大阪市政調査会	2018 年 4 月	特集：まちづくりとその担い手	大阪はポピュリズムとどう向き合うか：明治学院大学非常勤講師・木下ちがや	なぜ、いま文化政策か：帝塚山大学名誉教授・中川幾郎
6/11	信州自治研 No.316	長野県地方自治研究センター	2018 年 6 月	西山大豆を活用した小川村・地域活性化の取り組み：小川村地域おこし協力隊・中村雄弥	長野県市町村 2016 年度決算状況調べ：長野県地方自治研究センター理事長・中村明文	アスベスト被害の現状とこれから：編集部
6/18	とちぎ地方自治と住民 Vol.543	(一社)栃木県地方自治研究センター	2018 年 6 月	公文書管理と政官の責任：元東洋大学教授・沼田良	チャリプロ：矢板市自転車を利用したまちづくり P.T リーダー・斎藤厚夫	石巻の復興まちづくり～イベント・訴訟・基本条例～：現代行政研究所研究員・安藤愛
6/21	不寛容の時代を生きる 第 31 回自治総研セミナーの記録	地方自治総合研究所	2018 年 5/31	租税抵抗の国・日本：東北学院大学経済学部准教授・佐藤滋	「田園回帰」をたしかかながれにするために：NPO 法人ローカル・グラウンドデザイン理事・坂本誠	パネルディスカッション・不寛容の時代の自立戦略
6/25	DIO NO.338	連合総合生活開発研究所	2018 年 6 月	特集：貧困の連鎖は断ち切れるのか	第 35 回連合総研「勤労者短観」調査結果の概要	000
6/25	自治研 ちば Vol.26	(一社)千葉県地方自治研究センター	2018 年 6 月	日米地位協定と地方自治：法政大学法学部教授・明田川敏	春友・加計学園問題からためて「市民的公共性」を問いつす：島根県立大学名誉教授・井上定彦	廃校になった校舎を地域交流の拠点に：NPO 法人祖席の会・内田未来栄校務局長・小出和茂
6/25	50 年の歩み	(公社)北海道地方自治総合研究所	2018 年			
6/25	地方自治関連立法動向 第 5 集	(公財)地方自治総合研究所	2018 年 6 月			
6/27	信州自治研 No.317	長野県地方自治研究センター	2018 年 7 月	安倍改憲のねらいと背景：信州大学名誉教授・又坂常人	飯山市の移住定住推進策：飯山市職労・井村泰隆	
6/29	自治研かながわ月報 235 号	(公社)神奈川県地方自治研究センター	2018 年 6 月	かながわの空き家対策の現状と課題：高峰経済大学地域政策学部教授・岩崎忠	公共交通政策をめぐる現状と課題：(公財)地方自治総合研究所研究員・其田茂樹	
6/29	自治総研 No.476	(公財)地方自治総合研究所	2018 年 6 月	福島原発事故をめぐる規制制限不行使に対する国家賠償責任成否：福島大学行政政策学准教授・清水晶紀	最近の地方財政における基金積立金を巡る議論について：明治大学教授・兼村高文	豊中市の生活困窮者自立支援の取り組みに見る自治体就労支援の可能性：(公社)北海道地方自治研究所研究員・正木浩司
7/2	北海道自治研究 No.593	(公社)北海道地方自治研究所	2018 年 6 月	水道事業の経営戦略：札幌大学教授・宇野二郎	地域包括ケアの研究サーベイと地域ケア会議の現状：旭川医科大学教授・藤井智子	市民と議会の関係はどうあるべきか：北海道大学名誉教授・神原勝

受付日	資料名	発行元	発行日	内容① (敬体を略します)	内容② (敬体を略します)	内容③ (敬体を略します)
7/6	月刊自治研 No.706	自治研中央推進委員会	2018年7月	特集：社会で支える子どもと親	急がれるギャンブル依存症対策：ギャンブル依存症問題を考える会代表理事・田中紀子	連載・月刊自治研を読む：早稲田大学社会科学総合学術院教授・孫田徹
7/6	地方自治ふくおか 65号	福岡県地方自治研究所	2018年3月	働き方改革を自治的に考える：地方自治総合研究所研究員・上林陽治	公立動物園の存続可能性の検討：九州大学法学部・行政学ゼミナール	
7/9	とうきょうの自治 No.109	(公社)東京自治研究センター	2018年6月	特集：いま、保育の質を問う	地方自治における戦前と戦後：元地域生活研究所事務局長・林和孝	人との繋がりによる学び：川村学園女子大学教育学部幼児教育学科准教授・手塚崇子
7/19	自治研とやま No.105	(公社)富山県地方自治研究センター	2018年7月	小水力発電の現在と未来：富山国際大学現代社会学部教授・上坂博亨	明るくて、楽しくて、おいしいオタヤ子ども食堂：オタヤ子ども食堂・田辺恵子	
7/19	自治研かごしま No.119	鹿児島県地方自治研究所	2018年7月	農林水産業を支える外国人技能実習生の事：鹿児島大学水産学部准教授・佐々木貴文	イタリヤの有機農業と「社会的協同組合」鹿児島大学名誉教授・岩元泉	ヨウ素剤緊急配付計画の見直しを：鹿児島県鹿児島フォーラム原水爆禁止鹿児島県民会議
7/23	フォーラムおおさか No.153	大阪地方自治研究センター	2018年7月	地域運営組織の充実をめざして：日本コミュニティ政策学会副会長・中川幾郎		
7/23	とちぎ地方自治と住民 No.544	(一社)栃木県地方自治研究センター	2018年7月	イギリスの内憂外患：元東洋大学教授・沼田良	労働派遣再考～派遣の正体に迫る～：労働ジャーナリスト・渋谷龍一	うちの自治体は「並み」か～類似団体比較～：(公財)地方自治総合研究所研究員・飛田博史
7/27	自治総研 No.477	(公財)地方自治総合研究所	2018年7月	平成29年住民訴訟制度改正、経過失一部面免員の考え方など：神戸大学名誉教授・阿部素隆	地方公務員の育児制度に関する諸問題：弁護士・上田貴子	「計画」による国一自治体間関係の変化：(公財)地方自治総合研究所主任研究員・今井照
7/31	北海道自治研究 No.594	(公社)北海道地方自治研究所	2018年7月	公契約条例の現状と要件：(公財)地方自治総合研究所研究員・上林陽治	会計年度任用職員制度の概要と自治体の課題：自治労北海道本部・吉田耀人	
7/31	みやぎき研究所だより No.91	宮城県地方自治問題研究所	2018年7月	TPP11をめぐる課題と今後の取り組み：宮崎大学農学部教授・山本直之	私の訴える政策：県議会議員・満行潤一	自らの4年間を採点する：県議会議員・岩切達哉
7/31	新潟自治 Vol.76	(公社)新潟県地方自治研究センター	2018年7月	人口減と高齢化社会の到来で懸念される「まちの変化」：新潟県立大学国際地域学准教授・関谷浩史	人口減少・超高齢化社会と地域防災：新潟県自治研究センター研究主幹・斎藤喜和	地域防災力の強化に向けて：新潟県防災局長・熊倉健